

令和元年度審査品質管理小委員会報告書より抜粋

III. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項についても審議した。

以下に、本委員会による改善提言としてまとめる（改善提言の一覧は巻末の[参考資料3](#)を参照）。

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1 先行技術文献調査事業の活用と漏れのないサーチ>（評価項目④、⑥に関して）

品質監査で発見された課題や、外国文献調査や分野横断的調査が重要な技術にも適切に対応するため、先行技術文献調査事業の効果的な活用も含め、漏れのないサーチが行われることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 先行技術文献調査事業については必要な件数を確保しつつ、効率的かつ効果的に活用することが望まれる。
- (b) 外国文献の検索外注について、中韓特許文献検索の調査が可能な外注先を確保する。
- (c) AI、IoT 関連発明について、審査実務と同様に登録調査機関においても分野をまたいだ横断的調査を行う。
- (d) 特にISRや特許査定に関する品質監査結果については今後も改善を図っていただきたい。特許性の判断に影響を及ぼすサーチ結果の不備があるとユーザーにとって満足できる審査とはいえない。
- (e) AI技術の活用など、品質の向上に向けた更なる施策を期待する。

<改善提言2 国際的に遜色のない水準の審査官数の確保> (評価項目④に関して)

審査の質の維持及び向上に必要な、国際的に遜色のない水準の審査官数の確保を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 国際的な水準を考慮すると人員配置の点で改善の余地がある。
- (b) 限られた審査官数で先行技術調査や品質向上のための取組を行っているため、国際的に遜色がない人員配置を確立しているとまではいえない。今後の審査の質の維持及び更なる向上の実現性が懸念される。

<改善提言3 審査官同士の議論及び情報交換の充実> (評価項目⑥に関して)

審査の質向上に資する審査官同士の議論及び情報交換並びに改善活動への参画を充実させることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官向け説明会、研修等におけるグループディスカッションが審査官同士の情報交換の場となり、日常的な審査官同士の議論及び情報交換の習慣化へつながることを期待したい。
- (b) 各職場で行われている改善活動の件数を調べてください。また、改善活動に対する職員の参画の割合を調べてください。これらが目指しているものに比べて十分かどうかという点から品質管理体制を見直してください。

<改善提言4 判断の均質性の改善> (評価項目⑥～⑧に関して)

進歩性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査の進め方における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 判断の均質性・進歩性の運用の改善に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、高度な専門知識の下に審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。
- (b) 引き続き進歩性の判断の均質性を図る。
- (c) 審査の質に関し、ユーザーとの意見交換を継続するとともに、課題のある案件等を抽出し、分析することを期待する。
- (d) 特にISRや特許査定に関する品質監査結果については今後も改善を図っていただきたい。
- (e) 第4次産業革命関連技術などの分野における審査の質を検証するため実案件を通じて欧米中との審査結果を比較検証する等を行い、質の向上を図ることを期待する。
- (f) 進歩性の判断の均質性については、協議結果の分析、及び問題点の抽出を行い、個別案件から全体へ広げる改善へ取組を広げてほしい。

<改善提言5 ユーザーとのコミュニケーションの充実> (評価項目⑥～⑧に関して)

電話・面接等のコミュニケーションにおける課題を明らかにし、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) ユーザーとのコミュニケーションにおける課題を明らかにするとともに、テレビ面接等の取組も活用し、コミュニケーションの充実を進める必要がある。
- (b) 面接で特許許可の心証と言われたにもかかわらず十分な説明なしに拒絶理由が通知され、出願人が不満に思うケースがある。面接で合意した事項を可能な限り面接記録に残し、明確にする。
- (c) テレビ面接のような電話以外のコミュニケーションツールの活用に関して、更なる施策を期待する。

<改善提言6 審査の質向上の取組に関する効果的な情報発信> (評価項目①に関して)

日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査の質向上に関する取組を進めることで日本国特許庁への信頼が向上したか否か等、質への取組が日本国特許庁のプレゼンスに与える影響を調査し情報発信に活用してもよいのではないかと。
- (b) 海外企業に対する企業コンタクト数を増やし、特に他官庁との審査の質やサービスとの比較、JPOに対する期待などについてヒアリングを行うことが望まれる。JPOが海外ユーザーに対しても高品質な審査とサービスを提供するための情報の取得、分析、取組へとつなげることが望まれる。
- (c) 質向上の取組を継続して発信するとともに、諸外国の特許庁に対し質の向上を働きかけてもらうことを期待する。
- (d) 海外庁との判断のかい離事例について、日本の判断を海外ユーザーに理解してもらうように、事例を絞った海外でのセミナーの実施。
- (e) 企業のみならず代理人団体を含む海外ユーザーに対する情報発信の更なる強化。
- (f) 情報発信について、JPOの様々な取組を内外へより積極的にアピールすることが望まれる。

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1 改正意匠法施行後の審査の質の維持・向上>（評価項目⑥に関して）

改正意匠法施行後の意匠登録出願に対応するため、審査実施体制（審査官への研修、審査資料の収集を含む）及び品質管理のあり方の検討を行い、意匠審査の質の維持・向上に取り組むことを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 意匠法改正・意匠審査基準改訂等により負荷が増すことを見越した審査実施体制及び品質管理体制のあり方の検討を行ってほしい。
- (b) 保護対象が拡充された案件についての均質な審査判断を行う。
- (c) 意匠法改正に対応して、現行審査体制の維持・向上及び手続の明確性、公表と周知についての取り組みを引き続き検討することをお願いしたい。
- (d) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官に対し、審査基準や各新規分野のデザインにおける基礎知識の習得等、研修の充実を図り、審査の質の担保、協議の活用による審査の均質性の担保を図ることが望まれる。
- (e) 引き続き、意匠法改正に対応するための審査資料の収集に取り組んでいただきたい。
- (f) 審査に有用なインターネット上の情報（審査資料に加え、デザインのトレンド情報や専門知識の習得を目的としたものを含む）について、審査官が共有できる仕組み作りが望まれる。

<改善提言2 意匠制度の改正や意匠審査基準改訂等に関する審査官及び制度ユーザーへの周知の実施> (評価項目⑥に関して)

意匠制度の改正や意匠審査基準改訂等に関する審査官への周知徹底を期待する。また、制度ユーザーへの周知のための、効果的な取組が実施されることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 意匠法改正に対応して、現行審査体制の維持・向上及び手続の明確性、公表と周知についての取り組みを引き続き検討することをお願いしたい。
- (b) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官に対し、審査基準や各デザイン分野における基礎知識の習得等、研修の充実を図り、審査の質の担保、協議の活用による審査の均質性の担保を図ることが望まれる。
- (c) 今回の改正は大変大きな改正であるので、2020年4月に施行予定の改正意匠法及びこれに伴う意匠審査基準の改訂についての説明会をできるだけ多く開催し、周知を徹底するように図っていただきたい。時間的・場所的な制約があるのであれば、例えば、eラーニングの利用なども考慮してはどうか。
- (d) 令和元年改正意匠法に対応した説明会の充実（新規ユーザーを考慮し、回数増・内容のわかりやすさに配慮）が望まれる。
- (e) 改正法施行後においても、新たな分野の出願状況・審査状況に応じて、改訂意匠審査基準や審査運用に関するタイムリーな情報発信を期待する。

<改善提言3 国際的に遜色のない水準の審査官数の確保> (評価項目④に関して)

審査の質の維持及び向上に必要な、国際的に遜色のない水準の審査官数の確保を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとはまではいえない。
- (b) 意匠法改正、意匠審査基準改訂等により審査官の負荷が増すことが予想され、審査実施体制の維持・充実が重要となるが、それを見越した改善計画等が示されていない。
- (c) 審査官一人当たりの審査処理件数は米国の2.8倍であり、今後意匠法改正に伴う出願増の期待に対応できるほど審査体制・人員配置が確立しているとはいえない。
- (d) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官の増員、審査の補助体制（新しい保護対象である建築物・内装・画像意匠の対象分野に詳しい調査員の採用/それぞれの新規分野ごとの研修・勉強会等）の実施が望まれる。

<改善提言4 判断の均質性の改善> (評価項目⑥に関して)

進歩性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査の進め方における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査のばらつきがないよう、判断の均質性をより向上すべく審査官協議の一層の活用などをお願いしたい。
- (b) 令和元年改正意匠法に対応して、審査官に対し、審査基準や各デザイン分野における基礎知識の習得等、研修の充実を図り、審査の質の担保、協議の活用による審査の均質性の担保を図ることが望まれる。

<改善提言5 審査の質向上の取組に関する情報発信の継続> (評価項目⑪に関して)

日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査の質向上に関する取組を進めることで日本国特許庁への信頼が向上したか否か等、質への取組が日本国特許庁のプレゼンスに与える影響を調査し情報発信に活用してもよいのではないか。
- (b) 情報発信について、JPOの様々な取り組みを内外へより積極的にアピールすることが望まれる。
- (c) 質向上の取組を継続して発信するとともに、諸外国の特許庁に対し質の向上を働きかけてもらうことを期待する。
- (d) 今回の意匠法改正を機に、代理人団体を含む海外ユーザーと直接意見交換をするなどの機会をより多く設けることを期待する。
- (e) ユーザーが評価した日本国特許庁が他国特許庁よりも優れている項目を国内・海外に向けて発信する。

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1 審査体制の維持と更なる向上> (評価項目④、⑨に関して)

審査期間の長期化という課題に対応しつつ、審査の質の維持及び向上に必要な、審査官数の確保及びその育成の充実を図ることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 出願増にも関わらず、実際の審査官数は減少傾向にあり、FAが極めて遅くなっていることが懸念される。早急に審査官を十分な人数まで増員し、審査実施体制を整えることが望まれる。
- (b) 国際的に遜色がない審査体制・人員配置の確立については、日本に固有の事情があれば配慮しつつ、実質的によりユーザーフレンドリーなシステムを確立するために引き続き取組を強化するよう期待する。
- (c) 出願増加による審査期間の長期化という問題について、審査品質の維持・向上という二律背反的な労力とのバランスを取りつつ、継続的総合的な検討と対策に期待する。
- (d) 各種審査支援のための取組を継続的に行うとともに、出願件数の増加を踏まえ、更なる増員が望まれる。
- (e) 審査実施体制については更なる充実が望まれる。来年度の任期付審査官の採用による改善を期待している。
- (f) 審査官数の確保及びその育成の充実。

<改善提言2 判断の均質性の改善> (評価項目⑥～⑧に関して)

判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官間の均質性・識別性の判断改善に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を引き続き継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。
- (b) 引き続き識別性に関する審査官の判断の均質性に関する取組を行い、統一された審査を行う。
- (c) 商標審査基準の理解等を通じ、審査官による審査の格差の改善の取組の継続等を期待する。
- (d) 審査官間の均質性向上のための具体的な取組が望まれる。
- (e) 審査の質に関し、ユーザーとの意見交換を継続するとともに、課題を抽出し、分析・改善することを期待する。

<改善提言3 ユーザーとのコミュニケーションの充実> (評価項目⑥～⑧に関して)

電話・面接等のコミュニケーションにおける課題を明らかにし、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) ユーザーとのコミュニケーションにおける課題を明らかにするとともに、代理人の選任を行っていない出願人に対する積極的な支援を継続し、コミュニケーションの充実を進める必要がある。
- (b) 代理人の選任を行っていない出願人に対する支援については、基本的知識へのアクセスの利便性をさらに充実させることが望まれる。
- (c) 面接で合意した事項を可能な限り面接記録に残し、明確にする。

<改善提言4 審査の質向上の取組に関する効果的な情報発信> (評価項目⑪に関して)

日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査の質向上に関する取組を進めることで日本国特許庁への信頼が向上したか否か等、質への取組が日本国特許庁のプレゼンスに与える影響を調査し情報発信に活用してもよいのではないかと。
- (b) 情報発信の取組が十分かどうかは、信頼感が得られているかどうか、共同で審査の質向上のための取組が実現できているかどうかだと思います。
- (c) 質向上の取組を継続して発信するとともに、諸外国の特許庁に対し商標審査の質の向上を働きかけてもらうことを期待する。
- (d) 外国特許庁の挙げる課題に日本との大きい相違があれば何らかの形で公表するとともに、これらの成果のフィードバックが継続されることを期待する。
- (e) 運用のみが改定された場合は、その改定されたことの周知が十分ではないように感じている。今後は運用の改定についても可能な限り周知を図っていただけると期待する。
- (f) 情報発信について、JPO の様々な取組を内外へより積極的にアピールすることが望まれる。

(参考資料3) 令和元年度の改善提言一覧

| | 特許 | 意匠 | 商標 |
|--------------|--|---|--|
| 審査の質及び審査実施体制 | <提言1> 品質監査で発見された課題や、外国文献調査や分野横断的調査が重要な技術にも適切に対応するため、先行技術文献調査事業の効果的な活用も含め、漏れのないサーチが行われることを期待する。 | <提言1> 改正意匠法施行後の意匠登録出願に対応するため、審査実施体制(審査官への研修、審査資料の収集を含む)及び品質管理のあり方の検討を行い、意匠審査の質の維持・向上に取り組むことを期待する。 | |
| | | <提言2> 意匠制度の改正や意匠審査基準改訂等に関する審査官への周知徹底を期待する。また、制度ユーザーへの周知のための、効果的な取組が実施されることを期待する。 | |
| | <提言2> 審査の質の維持及び向上に必要な、国際的に遜色のない水準の審査官数の確保を期待する。 | <提言3> 審査の質の維持及び向上に必要な、国際的に遜色のない水準の審査官数の確保を期待する。 | <提言1> 審査期間の長期化という課題に対応しつつ、審査の質の維持及び向上に必要な、審査官数の確保及びその育成の充実を図ることを期待する。 |
| 判断の均質性 | <提言3> 審査の質向上に資する審査官同士の議論及び情報交換並びに改善活動への参画を充実させることを期待する。 | | |
| | <提言4> 進歩性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査の進め方における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。 | <提言4> 判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査の進め方における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。 | <提言2> 判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。 |
| コミュニケーション | <提言5> 電話・面接等のコミュニケーションにおける課題を明らかにし、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。 | | <提言3> 電話・面接等のコミュニケーションにおける課題を明らかにし、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。 |
| 効果的な情報発信 | <提言6> 日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。 | <提言5> 日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。 | <提言4> 日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。 |